

建築工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県が発注する建築工事における週休2日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含

む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 発注方式

次の（１）または（２）のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

（１）発注者指定方式

発注者が月単位の週休２日に取り組むことを指定する方式（通期の週休２日は必須）

（２）受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休２日は必須）

4 積算方法等

（１）補正方法

週休２日確保工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

①月単位の週休２日確保工事（４週８休以上） 1.04

②通期の週休２日確保工事（４週８休以上） 1.02

（２）当初積算時における労務費補正

発注者指定方式の場合には月単位の４週８休以上を前提に、（１）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

受注者希望方式の場合には通期の４週８休以上を前提に、（１）②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

（３）設計変更時における労務費補正

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。

ア 発注者指定方式

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の４週８休以上に満たない場合は、補正係数を（１）②に変更し、通期の４週８休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更は、建設工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

イ 受注者希望方式

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を満たした場合は、補正係数を(1)①に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を増額又は減額変更する。なお、契約変更は、建設工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

5 対象工事である旨等の明示

発注者は、現場説明書に下記事項を明記して発注する。

- (1) 発注者指定方式または受注者希望方式の別
- (2) 発注者指定方式においては、当初積算時に月単位の4週8休以上の労務費補正を適用していること
- (3) 受注者希望方式においては、当初積算時に通期の4週8休以上の労務費補正を適用していること

6 現場閉所（現場休息）の確認方法

(1) 工事着手前

ア 発注者は、「現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工程表（以下「実施工程表」と言う。）」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定日を調整した上で実施工程表を作成する。

(2) 工事着手後

ア 受注者は、毎月提出する工事報告書を活用するなどにより、現場閉所（現場休息）日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿（別添）により現場閉所（現場休息）日の実績を報告すること。

イ 発注者は、受注者が作成する実施工程表及び工事報告書等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。

ウ 発注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。

7 工事成績評定

財務部財産管理課請負工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日（4週8休以上）を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

なお、週休2日（4週8休以上）の確保を確認できない場合には、「休日・代休の確保」の評価はしない。

8 証明書の発行

発注者は、対象工事において、週休2日（4週8休以上）の確保を確認できた場合には、工事成績評定の通知時に週休2日実施証明書を発行する。

9 その他

- (1) 発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (2) 受注者は、現場閉所（現場休息）率の達成状況に応じた工事費の労務費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。
- (4) 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- (5) 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、発注者は受注者と協議する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降公告となる工事から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降公告となる工事から適用する。

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降公告となる工事から適用する。